3　機構は、法第三十一条の二第一項の退職金共済に関する契約を締結していた事業主又は当該退職金共済に関する契約を締結している事業主が、共済契約の申込みを行うときは、当該事業主に対し、第四十五条の規定の適用その他の事項について説明を行うものとする。

4　機構は、法第三十一条の二第一項の申出を行う事業主に対しては、法第二十三条第一項及び第四十五条の規定にかかわらず、法第二十三条第一項の規定による掛金負担軽減措置（第四十五条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。次項において同じ。）を適用しないものとする。

5　機構は、法第三十一条の二第一項の申出をした者が掛金負担軽減措置を受けた共済契約者である場合は、当該掛金負担軽減措置を取り消すことができる。

（受入金額を受け入れた場合の掛金納付月数の通算等）

第六十九条の六　法第三十一条の二第二項の規定による掛金納付月数の通算は、共済契約の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡つた月において同日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。）に共済契約の効力が生じ、かつ、当該みなし加入日の属する月から現に共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が当該共済契約の効力が生じた日における当該共済契約の被共済者に係る掛金月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなし、当該通算する月数と当該共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。

2　前項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた被共済者に対する法第十条第二項第三号ロ（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、みなし加入日に共済契約の効力が生じたものとみなす。

3　みなし加入日が平成三年四月一日前の日である被共済者に対する法第十条第二項及び令付録第一備考の規定の適用については、前項の規定によるほか、法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、令付録第一備考中「法第十条第二項第三号ロ」とあるのは「、平成四年四月以後の計算月について法第十条第二項第三号ロ」とする。

（令第九条第三項の厚生労働省令で定める者）

第六十九条の七　令第九条第三項の厚生労働省令で定める者は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。次条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者とする。

（他の通算を併用している被共済者に係る退職金額等）

第六十九条の八　確定給付企業年金法附則第二十八条第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは同条第八項（同条第九項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者（次項において「特定被共済者」という。）である場合における退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第三十一条の二第三項及び第七項、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定により算定される退職金等の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一　平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者である場合　同条第三項第一号に規定する計算後残余額

二　確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者である場合　同条第七項に規定する元利合計額

2　特定被共済者が、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項若しくは第四項又は令第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける場合における退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三十一条の二第三項及び第七項並びに令第十五条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定並びに確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項、令第九条第七項及び前項の規定の例により計算して得た額とする。

第七十二条第一項第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

第七十四条第一項第一号中「又は」を「、」に改める。

第九十二条中「場合」を「とき」に、「令第十一条第一項に規定する繰入金額を法第四十六条第一項」を「同項の規定により繰り入れなければならない金額を同項」に改める。

第九十五条及び第九十六条を次のように改める。

（特定業種間を移動した場合の通知）

第九十五条　機構は、法第四十六条第一項の繰入れを行つたときは、遅滞なく、当該繰入れを行つた金額及び当該繰入れに係る特定業種掛金納付月数を同項各号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者に通知しなければならない。

第九十六条　削除

第九十七条中「第十一条」を「第十二条」に、「同条第一項第一号」を「同条第一項及び第四項第一号」に、「（」とあるのは「」とあるのは」に改め、「」と、同条第二項第一号中「甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金」とあるのは「甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を含む。）」を削る。

第百七条中「令第十三条第一項に規定する繰入金額」を「同項の規定により繰り入れなければならない金額」に改める。

第百十条及び第百十一条を次のように改める。

（移動した場合の通知）

第百十条　機構は、法第五十五条第一項の繰入れを行つたときは、遅滞なく、当該繰入れを行つた金額及び当該繰入れに係る特定業種掛金納付月数を同条第一項各号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者に通知しなければならない。

（準用）

第百十一条　前四条の規定は、機構が法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により令第十五条第一項の繰入金額を繰り入れる場合について準用する。

第百十二条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改め、「及び第二項」を削り、「掛金納付月数（法第五十五条第四項」を「掛金納付月数（同条第四項」に、「）」と、同条第二項中「退職金共済契約に基づき納付された掛金」とあるのは「退職金共済契約（当該退職金共済契約について法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合にあつては、当該通算に係る退職金共済契約）に基づき納付された掛金（法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を含む）」を「第四項第一号において同じ」に改め、同条第三項中「第十四条」を「第十五条」に改め、「、第四項及び第五項」を削り、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項中「第十四条」を「第十五条」に、「法第五十五条第二項」を「同条第二項」に改める。